

第6章 人口の管理という国家形成の課題 コートジボワールの和平プロセスにおける有権者登録の事例から

著者	佐藤 章
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	598
雑誌名	紛争と国家形成 : アフリカ・中東からの視角
ページ	211-244
発行年	2012
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011376

第6章

人口の管理という国家形成の課題

——コートジボワールの和平プロセスにおける有権者登録の事例から——

佐藤 章

はじめに

選挙の実施が紛争からの脱却を画する重要な目標であることは言を俟たない。1990年代の紛争の多発を背景に、選挙の実施を含む平和構築の実現に向けた取組みは試行錯誤を繰り返してきたが、その教訓を受け、近年では、その国の実情に照らして中長期的な政治的安定が実現されるような選挙のあり方や民主主義のしくみを制度面で整備する必要性が認識されるようになった(Jarstad and Sisk eds. [2008])。また、公正な選挙の実施と、選挙後の不安定化を抑止するうえで、治安部門改革 (Security Sector Reform: SSR) の持つ重要性も強調されるようになってきている (Anderson et al. eds. [2007])。このような近年の研究動向は、「銃弾から投票へ」(from bullet to ballot) の移行において国家のあり方が持つ核心的な重要性が広く認識されるようになったことを示している。このような研究状況を踏まえ、紛争と国家形成という本書での分析視点に則りながら、国家にかかわるいかなる問題性が選挙の実施を妨げ、ひいては紛争状態の長期化をもたらしたのかを、コートジボワール紛争を事例として考察するのが本章の狙いである。

2002年9月に勃発したコートジボワール紛争では、勃発から4カ月後の2003年1月に最初の包括的和平合意が成立し、軍事的衝突も実質的に終息し

たにもかかわらず、大統領選挙が実施されたのは、和平合意から実に7年9カ月を経た2010年10月になってのことである。選挙プロセスがこれほどの長期間を要することとなった最大の要因は有権者登録の難航にあった。このような難航は、国民としてのステータスを証明する公的な個別同定制度の不備と、この不備をめぐって展開された民族差別と関連した政治対立を背景として生じたものである。

「銃弾から投票へ」の移行における国家の問題という関心に照らして、コートジボワールの事例は選挙実施に先立つ段階で問題が噴出した点でまれなケースである。紛争勃発から選挙の実施までに長期間を要した事例はほかにもあるが、たいがいの場合は、戦闘や混乱が直前まで継続していたり（たとえばコンゴ民主共和国）、一方の軍事的勝利によって紛争が終結していたり（たとえばルワンダ）といった、紛争の実態面に由来しており、国家にかかわる問題が大きく介在した例はあまり聞かれない。また、事例がまれであることから、選挙に先立つ段階で浮上する国家をめぐる問題についての研究はあまりなされていない。近年の議論の焦点も、選挙「後」の国家建設にかかわる問題に主に置かれている。この意味で、コートジボワールの事例は、「銃弾から投票へ」の移行における国家の問題に関して、これまであまり扱われてこなかった側面を照らし出すものと考えられる。

コートジボワールにおける有権者登録をめぐる問題の核心にある、国民の個別同定制度の不備と民族差別の問題はともに近代国民国家としての確立を目指す過程で解決が図られるべき、国家建設上の課題として位置づけられる。同時にいずれの問題とも、この国がたどってきた歴史の具体的経緯が反映された、国家形成上の問題としても立ち現れている。すなわち、コートジボワールの有権者登録をめぐる問題は、この国固有の国家形成のあり方と紛争の接点に位置しているのである。

このような認識に立って、国民の個別同定制度と民族差別という2つの領域に着目しながら、引き延ばされた紛争期の核心を構成する有権者登録の難航を、国家形成上の問題として再構成し直すことが本章の目的である。国民

の個別同定制度は、紛争との関連性についても、アフリカ・中東地域の現代政治分析における記述概念としても、これまでに十分に適用されてきてはいない。このためまず第1節で先行研究を整理しながらこの領域の持つ研究上の意義を確認し、コートジボワールの有権者登録の問題との関係も示す。

もうひとつの着目点である民族差別については、多民族国家でありかつアフリカ有数の移民受入れ国であるコートジボワールの独立以来の重要課題として、研究者の間ではすでに広く共有されている。第2節では独立以来のコートジボワール社会の多元性をめぐる問題を整理し、同国における民族問題の基本構図について述べる。

民主化（1990年）と初代大統領ウフエ＝ボワニ（Félix Houphouët-Boigny、以下ウフエ）の死（1993年）を経た新しい環境のもとで、1990年代半ばから激化した政党間対立は競合する政治家・政党に対する民族差別をともなって展開され、そこでは出生証明や有権者登録といった個別同定にかかわる諸制度が大々的に「活用」された。第3節ではこの過程を詳細に跡づけ、この問題の解決が和平プロセスの最重要課題となったことを確認する。そして第4節では和平プロセスにおける有権者登録の過程を具体的に検討し、その難航が、個別同定にかかわる深刻な技術的不備と、その解決策をめぐって繰り返し展開された政党間対立の産物であることを示したい。

本章では、先ほど述べた通り、選挙「前」に顕在化した国家をめぐる問題である点で、コートジボワールの事例には紹介すべき独自性があるとの考えに立つ。このため、第3節、第4節では事例の説明に力点を置いた記述とした。この興味深い事例から得られる理論的な知見については別途節を立て第5節で整理する。結論では、紛争と国家形成という観点から出発した本章の考察を踏まえ、近年の紛争解決の議論で盛んに用いられる国家建設という視点について批判的な見地からの指摘を行う。

なお、本章は、有権者登録をめぐる困難な状況に分析の焦点を当てるといふ観点に立ち、選挙実施の機運がそれまでになく高まりながら、結局選挙が延期されることになった2010年2月までの時期を主な検討対象とする⁽¹⁾。

第1節 国民の個別同定制度をめぐる問題

近代国家の運営にとって人口 (population) の管理はもっとも重要な技術的基盤のひとつであることが1970年代末になされたフーコーの問題提起を通して広く認識されるようになった (フーコー [2000])。ここで言う人口の管理とは、センサスに代表される人口数の把握と、個々の国民・住民の同一性の証明と各種ステータスの確認という両面からなる。人口の管理政策は進展度そのものが行政の近代化の指標であると同時に、管理情報に依拠するあらゆる政策 (端的には徴税, 徴兵, 公共投資計画の策定など) の成否に直結する近代国家の基本的インフラである。

人口の管理に着目する視点は、アフリカ・中東などの発展途上諸国に関する現代政治研究ではまだそれほどなじみがないものだが、主に西欧諸国を対象にした歴史研究においてとりわけ1980年代後半頃から急速に研究が蓄積されている。代表的な業績としては、現代フランスにおける移民管理の問題を扱った Noiriol [1988], フランス革命以後のヨーロッパにおけるパスポートの誕生過程を扱った Torpey [2000] (トーピー [2008]) が挙げられる。また、近代国家の実践という観点からの個別同定の問題に関する比較研究も試みられている (Caplan and Torpey eds. [2001])。

近年の研究をリードする一人であるトーピーは「監視や人口 (略) への強い関心の一方で、フーコーによるこれらの問題の考察は個別同定の技術の細部に関する議論を欠いている」(Torpey [2000: 5]) との認識に立ち、技術の細部に立ち入った歴史的再構成の必要性を主張している。すなわち、今日の研究課題は、フーコーの問題提起を踏まえて、実際に用いられた人口の管理に関する技術の細部に立ち入って歴史的再構成を行うところに来ている。このような研究動向に端的に見られるように、人口の管理政策のありように関する研究は近代国家としての国家形成過程を実証的に描き出す好適なアプローチとして近年盛んに追求されている現状がある⁽²⁾。

これらの議論をコートジボワールの有権者登録をめぐる問題に適用するうえで鍵となるのが、トーピーがフーコーを援用するかたちで提示している「行政上の国民」という概念である。トーピーは次のように述べる。

「国家の側からみると、そのもっとも根本的な業務を実行するのに、個人の唯一の身元をどうしても明確に確認する必要が生まれた。個人の烙印の検査、すなわち、近代的な身元確認のあらゆるシステムの心臓部にある本質的な形式は、『個人を監視の領域におき、(そして、また)文書のネットワークのなかに位置づける。つまりそれは、個人を捕捉して、固定する膨大な書類のなかに、個人を引き込むのである』。このように、個々人が『身分証明』としてもつ書類は、移動や経済的取引、家族関係、病歴、その他多くのものを記録した文書の全体系に対応している。つまり、権力と知識の格子に対応しているのだ。その格子のなかで、個人は、国家の行政上の国民として、整理されて、構成されるのである」(トーピー [2008: 27-28]³⁾。

この引用は、諸手続きを通して国家との関係性において「行政上の国民」が立ち現れることと、この「行政上の国民」が文書の体系のなかで構成されることを示している。国家は統治下にある国民について、氏名、生年月日、両親に関する情報、婚姻関係、住所、身体的特徴(顔写真や指紋はその代表的なものである)などの公的な登録情報を有しているが、「行政上の国民」はこれらの登録情報が相互に関連づけられた「関連書類一式」として個別化される⁴⁾。生身の人間は「関連書類一式」に対応する個別番号やそれを記載した証明書の保持者であることによってのみ国家に対して個別同定性を証明できるというわけである。

コートジボワールにおける有権者登録制度は「行政上の国民」が立ち現れる過程のまさしく典型である。コートジボワールの選挙法では満18歳以上の国籍保有者が有権者たる資格を有するが、投票権を行使するには有権者登録

が必要である。有権者登録は居住地のある選挙区に対して行い、登録後に交付される有権者証 (carte d'électeur) が投票所での本人確認書類となる。有権者登録には身元証明書類として国民証 (carte nationale d'identité) が必要だが、国民証はあらかじめ役場で発行された出生証明書と国籍証明書を添えて申請・取得しておかねばならない⁽⁵⁾。また、出生証明書の交付を受ける前提として出生届が出されてある——当地の正確な呼称では「民籍登記」(registre d'état civil) がしてある——必要があることはもちろんである。

整理すると、コートジボワールにおいて投票権を行使するには、事前に、①民籍登記→②出生証明書 (+ 国籍証明書) →③国民証→④有権者登録→⑤有権者証の交付という5段階の手続きが満たされていなければならない。このような多段階にわたる登録を通して相互に関連づけられた「関連書類一式」ができあがることで現実に投票権を行使しうる有権者が「誕生」するのである。

有権者登録における個別同定は「一人一票」の原則に立つ民主的選挙の質の確保に直接かかわるだけに手続きの厳格さが要請されることは理解できる。他方で、このような多段階の手続きが、コートジボワールの行政当局の事務能力と住民側の行政活動に対する認知度の双方に照らしてかなり要求水準が高いことも間違いない。以上の制度が最初に導入された、民主化後第2回目となる1995年の選挙に際しては有権者登録のあり方が重要な政治的争点として早くも浮上している⁽⁶⁾。そして、そこではコートジボワール紛争の和平プロセスにも共通して見られる問題が明確に現れているのである。

まず、経緯を確認しておく。ウフエの死後、1993年12月に大統領に就任したH・コナン・ベディエ (Henri Konan Bédié, 以下ベディエ) が翌1994年12月に制定した新選挙法をめぐって与野党が激しく対立し、有権者登録の開始が大幅に遅れ、投票に間に合わない懸念が出てきた⁽⁷⁾。このため政府は有権者名簿を簡便に作成するという理由づけによって、行政当局が有する名簿 (民籍登記簿と納税者台帳) をもとに有権者名簿を作成し、そこに掲載されている者だけに有権者証を配付して選挙を強行しようとした。これに対し野党

は、政府が一方向的に作成した有権者証には誤った記載内容のものが数多くあることや、「官製名簿」が人口の流動性の激しい都市住民を十分にカバーしていないといった問題点を指摘し、投票権を行使できない国民が多数発生することを懸念して法が定める通りの手続きの実施（この場合、前記①～⑤のうち④と⑤）を求めた⁸⁾。

投票直前まで続いた折衝を経て政府側が譲歩し、「官製名簿」に掲載されていない者を対象とした追加的な有権者登録が実施されることとなった⁹⁾。ただし、有権者証を作製・配付する時間的余裕がないため、追加分の登録者に関しては有権者登録時に交付される「登録済み書面」(attestation)をもって投票所での本人確認書類とする暫定措置がとられることとなった。しかし、投票当日には追加登録分の有権者名簿が投票所に届いておらず、「登録済み書面」を所持しながら投票が許可されないという事態が多数発生するなど混乱があった。

この1995年の事件からは2つの問題が浮かび上がる。まず、国民の個別同定にかかわる各種登録が信頼に足る技術的基盤のもとで管理されてこなかったこと、すなわち深刻な技術的不備の存在である。それは具体的には、①正規の有権者登録手続きが、潜在的な有権者が置かれた居住実態を反映した実際的なものになっていない、②政府が代替的なデータベースとして採用した民籍登記簿と納税者台帳が実際の人口を広くカバーしていない、③転記事務に誤りがある、④暫定措置の実効性にむらがある、といったかたちで現れていた。「関連書類一式」としての有権者が十全に「誕生」するような事務が貫徹されていなかったことが明らかである。

1995年の事件から浮かび上がるもうひとつ重要な点は、この事件が単に人口の管理技術の不備にのみ由来するのではなく政治的介入とも深く結びついて発生したことである。そもそも国家による人口の管理は各種予算や公選職の配分などにかかわる行政上の基礎作業であるため、資源配分をめぐる政治と深く結びつきやすい(Curtis [2006])。1995年の「官製名簿」は、農村部から都市に流入した貧困層を排除する強いバイアスを有していたが、これは

野党支持者の比率が高い貧困層の登録率を高めることにインセンティブを持たない与党側の利害状況を率直に反映したものだ(逆に野党側は登録率を高めることに強いインセンティブを有する)。すなわち、1995年の事件はコートジボワールにおける人口の管理技術の不備を所与条件として展開された政党間交渉としての性格も持つ。技術的不備は、そこにかかわる政治勢力間の利害状況に差異がある時に政治問題化するわけである。

そして、ここに見られる技術的不備と政党間対立は2002年以降の紛争の和平プロセスにおける有権者登録の難航にも共通して見られることとなる。

第2節 コートジボワール社会の多元性をめぐる問題

次に本節では、有権者登録の難航を理解する際のもうひとつの大きな背景である民族差別の問題を整理したい。民族差別の背景となる多元性は、コートジボワールの場合、画定された領土内で当初から存在した民族的多元性と、周辺地域から流入した移民に由来する多元性からなる。コートジボワールの国境は歴史的な民族分布を無視して植民地期に設定されたものであり、大量の移民流入も植民地期に起源を持つモノカルチャー経済に主に由来するものである。この意味で、コートジボワール社会の多元性とはポスト植民地国家としてのこの国の国家形成の端的な現れなのである。

まず、当初からの民族的多元性に関して言えば、植民地期から独立直後にかけて実施された人口調査にもとづき、60あまりの民族(ethnie)が存在するというのが一般的な理解である¹⁰⁾。コートジボワールの文脈において民族とは実態的には言語集団に相当する範疇である。これら60あまりの民族は言語の系統関係から、アカン、クル、南マンデ、マンデ、ヴォルタという5つの語族に分類されている。この5大分類は一般的にも広く知られており、公式統計でもこの水準に着目して人口の概要が記述されることが多い(例として、RCIMEF [2007: 14])。

社会的・政治的な意味合いを勘案した亀裂という観点から言えば、コートジボワールにおける民族間関係は地域間関係とほぼ相関するかたちで浮上ることが多い。この地域間関係とは、具体的には植民地期以来の社会経済的な開発で先行した南東部、やや立ち後れた南西部、換金作物などの産業に恵まれなかった北部という3分割で理解されるものである。この3地域は、主要民族で言えば、南東部がバウレ、アニ（ともにアカン語系）、南西部がベテ（クル語系）、ダン（南マンデ語系）、北部がマリンケ（マンデ語系）、セヌフォ（ヴォルタ語系）が布置するものと社会的に広く理解されている。

民族間関係は植民地期から政治と深くかかわってきた。コートジボワールにおける独立運動は、最終的に、南部のコーヒー・ココア農民を中核勢力として結成されたコートジボワール民主党（Parti démocratique de Côte d'Ivoire: PDCI）のもとに糾合され（1959年¹¹¹）、PDCIのもとで事実上の一党制国家として独立を迎えた（1960年）。ここに至る過程は、植民地政府の支持を得たPDCIが特定の民族（ないし地域）に基盤を置くエリートを取り込むことによって実現されたものであったが、それは必ずしも地域間対立の解消をとまなうものではなかった（佐藤 [2001]）。このことは、糾合の旗頭であったPDCIのリーダーであり、初代大統領にも就任したウフエの次の演説からもうかがい知ることができる。

「繰り返し指摘されている通り、最近独立を達成したアフリカの国々は、国家（états）になったのであり、国民（nations）になったのではない。[中略] コートジボワール国家は存在している。日々機構を整え、国際的な物事に関して無視できない役割を果たしている。国境の内側では国民が少しずつ建設されている。この壮大な事業は何世代にもわたる地道な労苦の果てにようやくなし遂げうるものであり、度のすぎた個別主義や時代錯誤の部族主義を乗り越えることによつてのみ可能となる。理想と利害をともにするひとつの共同体に属しているという意識を持つこと。何よりもまずイボワール人であると意識すること。党と政府が指し示す枠組みのなかに自

らの努力を差し出すこと。これこそが男女を問わずわれわれすべてにとつての崇高なる野望である」。——1966年8月5日のウフエによる国民向けメッセージの一部¹²⁾

この演説がなされた1966年は、独立を挟んで断続的に行われた党内左派勢力の粛清が完了し、ウフエの政権基盤が確立された時期にあたる。そのことを念頭に置くと、この演説において注目すべきは、国民の「建設」という「崇高なる野望」への献身を呼びかけた箇所よりもむしろ、イデオロギー闘争に代わる次なる脅威の所在をウフエがさりげなく吐露した「度のすぎた個別主義や時代錯誤の部族主義」への言及である。こののち、1969年には東部国境地帯で、1970年には中西部において、相次いで分離主義的な性格を持つ運動が起こったとき、政府は軍・警察の投入という強制的手段によって速やかに鎮圧を図った。1969年の事件での逮捕者は600人、1970年の事件では一説には鎮圧過程で数千人の死者が出たと言われる (Dozon [1985: 345], Kipré [2005: 212])。このような暴力性は政府の強い危機感を端的に示すものであり、コートジボワールにおける民族問題の深刻さを物語っている。

1970年の事件の後には民族的性格を帯びた目立った政治運動は顕在化せず、コートジボワールはアフリカにおける「安定と発展の代名詞」と一般に呼び称される安定を享受する。この時期にウフエは民族バランスに留意した閣僚登用を行っているが、その手法は当時から一般に「地政学」(géopolitique)と呼び称されてきた。この呼称には民族間・地域間対立を先鋭化させないというウフエの姿勢が看取される。また、この時期には経済後進地域において採算を度外視した大規模な公共投資も行われているが、これもまた地域間関係、民族間関係を意識した分配政策と考えると理解しやすい¹³⁾。

しかしながら、このような施策も民族問題の根本的解決には至らなかったようである。上記の演説から20年あまりを経た1989年にウフエは次のように考えを述べている。

「われわれが植民者から継承したのは、「国家」(Etat)であって、「国民」(nation)ではない。国民形成には長い年月を要する。国民統合は10年や20年で実現できるものではない。フランスはそこに到達するまでに数世紀を要した。われわれの場合は彼らより早く実現できるであろうと私は思う。しかしながら、一人のバウレ人が自分をバウレ人と見なす前にイボワール人であると意識するまでには、今日まだ至っていない。それはほかの60の民族についても同様である」——1989年9月の大対話集会(Grand dialogue)でのウフエの発言¹⁴⁾。

補足しておけば、この発言は、折しも民主化運動が高揚しつつあった当時の状況下で、複数政党制への移行を時期尚早として拒否する政治的メッセージを含んだものである。また、民族論としては本質主義的な発想に立ったものでもある。しかしながら、表現のニュアンスを捨象すれば、翌1990年に一転して実現されることになる民主化の直前の時点で、コートジボワールにおいて民族が重要な社会的現実の一部をなしていることを表現した貴重な証言であることは間違いない。

次に、コートジボワール社会の多元性を考える際のもうひとつ重要な要素である移民について見ていきたい。

コートジボワールへの大規模な移民は植民地時代に始まり、独立から5年後の1965年にはすでに総人口400万人の17.5%に相当する70万人の外国人が在住していた。移民流入は順調な経済成長にともなう労働需要を背景とし、独立後の新政府による積極的な移民受入れ政策によってさらに促進された。コートジボワールの外国人人口は、1975年に約170万人(総人口754万人の22.5%)、1983年には250万人(総人口930万人の26.9%)と着実に増加した。大半を占めたのは近隣のフランス語圏諸国の出身者であり、とりわけブルキナファソ¹⁵⁾人が77万4000人(外国人人口の約46%)、マリ人が35万3000人(同21%)、ギニア人が9万9000人(同6%)と数が多かった(1975年。原口[1992: 125-129])。

もっとも重要な移民受入れ政策は、国家の上級所有権を前提としながらも、未開墾地を開拓した者は国籍を問わず土地の所有権を得られるとする制度である。これにより同国の主力産品であるコーヒー、ココアの生産地域に流入した外国人が、「一定期間、既存のプランテーションで賃金労働者として雇用されたのち、一定の原生林を雇用主から分与され、そこに自らもコーヒー・ココア畑を造成し、その所有者として自立する道が開かれ」た（原口 [1992: 128]）。事実、周辺諸国からの移民のほぼ半数は農村部に居住し、とりわけブルキナファソ人は農村部居住者の比率が3分の2にも達していた（1975年）。移民受入れ政策はコートジボワールが世界最大のココア生産国へと成長を遂げていく大きな原動力だったのである¹⁶⁾。また、アフリカ系外国人は都市のフォーマル部門の労働市場においても1970年代前半頃まで雇用の3割近くを占めていた（原口 [1992: 130]）。外国人が国民経済の発展にとって重要な役割を果たしていたことは明瞭であった。

しかしながら、アフリカ系外国人が置かれた社会的地位はアンビヴァレントなものであった。一方では、政府が外国人に対して寛容であることを示す政策は数多く見られる。前述の土地政策のほか、開かれた国であることを強調するイデオロギー¹⁷⁾、在住外国人に対する国政選挙での参政権付与¹⁸⁾、外国人の国籍取得が比較的容易な国籍法¹⁹⁾などである。また、成立こそしなかったものの、1966年にウフェは、在住外国人に対して出身国の国籍を保持したままコートジボワール国籍の取得を認める法案を議会に提出している（原口 [1992: 135-136]）。この二重国籍法案はコートジボワールに多数の移民を送り出している近隣諸国との経済関係の強化を目的としたものであるが（Médard [1982: 84]）、外国人に対するウフェのリベラルな姿勢を物語る例でもある²⁰⁾。

他方、全体として見た場合、アフリカ系外国人はコートジボワールにおいて「もっとも搾取されているだけでなく、不平等、悲惨、不正、差別の最初の犠牲者」であったと指摘されている（Médard [1982: 84]）。農村部において土地資源の希少化が進行し、都市部においても1970年代以降フォーマル部門

労働市場で自国民を優先する政策——イボワール化 (ivoirisation) 政策——が本格的に実施されたことで、アフリカ系外国人は労働市場の下層へと追いやられる傾向が進展したためである。また、植民地期後期以来、コートジボワール国民の間で職域確保の要求を背景とした排外主義の動きが間欠的に高揚し、アフリカ系外国人は暴力や追放の標的となってきた歴史がある。

第3節 多元性のなかの政党間対立と個別同定の問題

このように、コートジボワールの民族問題は、歴史的に形成された社会の多元性を背景として、地域の3分割と 관련된民族間対立と、国民からアフリカ系外国人に対して向けられる差別という、2つの主要な軸から構成されてきた。本節では、1990年代半ば以降、政党間対立が、この2つの軸を政治化しつつ、とりわけ個別同定制度に深くかかわる利害の非対称性を梃子として激化していった経緯を確認する。これにより2002年に勃発した紛争の和平プロセスでも政党間対立の解決が目標として位置づけられ、その実現のために個別同定にかかわる諸制度の改革がもっとも重要な課題として浮上したことを示したい。

1. 「イボワール人性」問題の浮上

1990年代半ば以降の政党間対立を理解する鍵は「イボワール人性」(l'ivoirité)である。「イボワール人性」とは、ウフエの後継大統領となったベドイエが、就任から1年後の1994年12月に、次期選挙に備えて宣伝を始めたイデオロギーのキーワードである²¹⁾。一口で言えばこのイデオロギーは、代々コートジボワールの土地に住んできた「生粋のイボワール人」(ivoirien de souche)が国家運営の中核を担うべきだとする主張である。

この場合、「生粋のイボワール人」とは、一般的に共有されている民族分

布理解（第2節参照）に照らして、その分布域が今日のコートジボワールの領土に収まる南東部、南西部の民族を主に含意する。この含意によって排除されるのは、近隣国にも広がる分布域をとる北部の諸民族（とりわけマリンケ）と外国人の先祖を持つ国民（以下、外国系国民）である。端的に言えば、このイデオロギーはコートジボワール国民を出自（民族と国籍取得の経緯）によって二分し序列化する発想に基づいており、さらに外国系国民を劣位に置く点で排外主義の性格も有する。

このイデオロギーを正当化の論拠として、ベディエ政権は同時に、「生まれながらのイボワール人を両親に持つ、生まれながらのイボワール人」であることを大統領選挙の被選挙資格とする選挙法改正を強行した。これは、本来平等であるべき市民権（政治参加の権利）を国籍取得の経緯によって差別的に扱うことを意味する。同様の規定をとる国は世界各地に見られるが、コートジボワールにおいては外国系住民の国籍取得が容易な国籍法（ならびにその精神）との兼ね合いで問題を孕む。加えて改正選挙法は、出生や国籍取得に関する事実認定にかかわる公的な個別認定の問題を重要な焦点として浮上させることになった。

このベディエの行動を与件として、その後のコートジボワールで起こった「イボワール人性」をめぐる問題は大きく3つの側面を有する。第1に、3大政党の一角を占める共和連合（Rassemblement des républicains: RDR）のリーダーであるA・D・ワタラ（Alassane Dramane Ouattara）が選挙から排除され続けたことである。ワタラはウフエ政権末期の1990～1993年に首相を務めた有力政治家で、自らの民族であるマリンケを中心に北部で強い支持基盤を有していた²²。ワタラは、父がかつてブルキナファソ領内で首長をしていたこともあるほか、本人もブルキナファソ政府の給費留学生だった経歴があった²³。こういった経歴に着目して「ワタラは“生粋のイボワール人”ではない」と誹謗し、かつ法改正によって被選挙資格を剥奪しようとしたのが「イボワール人性」キャンペーンのそもそもの狙いであった。さらに深刻なことに、ワタラ排除策は、発案者のベディエの失脚（1999年12月）後も、軍事政

権（1999年12月～2000年10月）、バボ政権（2000年10月発足）によって「継承」された。ワタラ側は一貫して自らが被選挙資格を有することを主張し、証明書類を提示したが、いずれも「偽造の疑いあり」ないし「疑わしきところあり」という理由で受理されなかった²⁴。

第2の側面は、当局による一般市民への組織的な民族差別である。端的には、1990年代の後半に軍・憲兵隊・警察が路上検問においてワタラの支持基盤である北部人とおぼしき名前を持つ人々の国民証を一方的に破り捨てる事件が多発した。その背景には、当時問題になっていた大量の偽造国民証の流通と、この問題をワタラ側が仕組んだ不正工作ととらえる当時のベディエ政権の姿勢があった。この事件は、正しい手続きによって国民証の発行を受けた北部系の人々を「国民になりすました外国人」と差別的にレッテルづけし、正当な捜査抜きに個人の所持品（国民証）を損壊する犯罪行為にほかならない。またこの問題は、コートジボワールにおける個別同定書類の信頼性が偏見と差別によって完全に崩壊していたことを示している²⁵。

第3の側面は、民族差別にもとづく暴力の拡散である。1999年頃から、マリンケや外国人を標的とした襲撃事件の多発が報告されるようになった。この時期に生じたもっとも衝撃的な事件は1999年11月に南西部の都市タブー（Tabou）で発生したもので、ブルキナファソ人の入植村が近隣に住むイボワール人の襲撃を受け数十人の村民が殺害された。この時期に生じた暴力事件は、国民間の主要な亀裂のひとつである北部人に対する差別と外国人に対する差別が一体化した差別感情が醸成されていることを端的に示している。

このように1990年代半ば以降のコートジボワールにおいては、政界でのワタラ排除の動きと密接な関係を持って深刻な民族差別が国家的にも社会的にも遂行されるに至ったことが浮かび上がる。そして、この民族差別は、出生届や国民証などの個別同定にかかわる制度の運用と深く関係して展開された点が重要な特徴である。

激しい政党間対立と混乱を経て権力の座についたバボ政権のもとで国民和解政策が推進され、ワタラの被選挙権と個別同定制度に関する諸問題の解決

が必要であるとの政治的コンセンサスが2001年末から2002年初頭にかけて成立した。次期2005年選挙までの期間に政党間の折衝によってさらに議論が進められるはずであったが、そこで突発的に発生したのが2002年9月の武装蜂起であった。

2. 和平プロセスの課題としての「イボワール人性」の清算

コートジボワールの和平プロセスにおいて選挙の実施が中心的な争点となっていく過程を理解するうえでは、コートジボワール紛争に特有の「分かりにくさ」を押さえておく必要がある。その分かりにくさとは、紛争解決で中心的な問題となるはずの反乱軍と政府の間の和解よりも、既存の政党間の和解こそが和平プロセスの最大の焦点となったことである²⁶⁾。和平合意の成立に至る過程を整理しながらこの点をまず確認したい。

反乱軍は2002年9月19日未明に経済首都アビジャン、中部に位置する第2の都市ブアケ (Bouaké)、北部の中心都市コロゴ (Korhogo) で同時に蜂起した。車載機銃や迫撃砲などの火器を装備していたこと、大統領の外遊中に挙兵したこと、内相、国防相、参謀総長らの要人邸を襲撃したことなど、高い計画性を示す特徴を持つ。反乱軍は、軍事政権(1999年12月～2000年10月)の崩壊とともに国外逃亡していたエリート兵たちを中核幹部として、一部の国軍兵士²⁷⁾、外国人傭兵、民兵²⁸⁾が加わった雑多な兵力の寄せ集めであり、蜂起当初の軍勢は1000人程度である。反乱軍はアビジャンの制圧(つまりは政権奪取)には失敗したが、ブアケとコロゴの占領には成功した。この2都市を進発地として、数人の幹部司令官がそれぞれ少数の手勢を率いて政府側治安部隊を順次制圧し、短期間のうちに北部の実効支配が確立された。

高い軍事的能力を持つ一方で、反乱軍は独自の政治組織としての性格が当初から希薄であった。蜂起当日に反乱側は最初の声明で「契約期限切れを目前とした志願兵の契約延長」を要求した。志願兵が反乱軍に参加していたことは確かだったが、待遇に関する示威行動には大規模であるうえ、そも

そも志願兵は中核幹部には入っていなかった²⁹⁾。蜂起から10日後になって「コートジボワール愛国運動」(Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire: MPC) という組織名が名乗られるが、その時の要求も「大統領の退陣と民主主義の促進」ということのみで具体性を欠いていた。蜂起から3週間後によく MPC の「幹事長」(secrétaire général) を名乗る G・ソロ (Guillaume Soro) が公の場に姿を現したが、ソロもまた具体的な要求をとくに示さないまま間もなく休戦協定に署名した。その後の和平プロセスで MPC は、のちに蜂起した2つの遊撃隊と連合して「新勢力」(Forces Nouvelles: FN) という組織を発足させ、2大野党である PDCI と RDR と共闘関係を結ぶが、和平交渉において独自の政治勢力として主張を展開することはなかった。すなわち反乱軍ならびに FN は政治的交渉は野党に委ね、自らはバイ・プレイヤーの位置にとどまったのである。

反乱軍のこのような行動は蜂起のそもそもの意図を曖昧にする不可解なものだが、この点に関する詳細は明らかにされていない³⁰⁾。ただ、反乱軍の意図がいかなるものであろうとも、ここでの議論では、反乱軍がバイ・プレイヤーにとどまったことで和平交渉が実質的に主要政党間の合意形成をめぐるプロセスに転化したことが重要である。かくして、最初の包括的和平合意であるマルクーシ合意 (Accords de Linas-Marcoussis) は、政府と反乱軍の二者間合意ではなく、反乱軍3派のほか、国民議会で議席を有する7政党も加わった10者間の合意として2003年1月に成立した。そしてこの合意にもとづいて、挙国一致内閣が和平実現に向けた取組みを担うことが定められ、実質的には、L・バボ (Laurent Gbagbo) 大統領率いる与党のイボワール人民戦線 (Front populaire ivoirien: FPI) と前掲の2大野党である PDCI と RDR の3党が中心的な役割を果たすことになった³¹⁾。

コートジボワール紛争の和平プロセスは、このように、軍事的当事者ではなく政治勢力間の交渉として展開されることとなったのだが、それは紛争の背景に関する共有認識とも関係がある。マルクーシ合意では挙国一致内閣が取り組むべき課題が明記されているが、そこで筆頭に挙げられた課題は、①

国籍、アイデンティティ、外国人の状況、②選挙制度、③共和国大統領の被選挙権だったのである³²⁾。それは、この紛争の背景に、民族問題の政治化と個別同定制度にかかわるかたちで展開されてきた1990年代半ば以降の政党間対立があるとの認識を明示している。マルクーシ合意はこの点を確実にとらえたうえで、改善に向けた主たる当事者である政治家たちに履行する責任を迫ったのだった。

マルクーシ合意の上述①の条項では、「個別同定手続きの不確かさと遅れ、ならびに治安検問で発生している逸脱」が問題として明記され、さらに「もっぱら外国人が被害者となった、人間の権利と尊厳に反する行政と治安諸部隊によるハラスメントが個別同定に関する諸措置の隘路から生じた」と断言している（付属議定書第I章の2ならびに3）。さらに②の条項は、「本人確認と有権者ファイルの作成における不偏不党性の保障」を挙国一致内閣に義務づけた（同第II章の1）。また③の条項では、両親ともに生まれながらのイボワール人であることを求める大統領の被選挙資格を、「両親のいずれかが生まれながらのイボワール人」に緩和する方針が示された（同第III章の1）。このようにコートジボワール紛争の和平プロセスは「イボワール人性」をめぐる問題の清算を主要課題として取り組まれることになったのである。

第4節 技術的不備と政党間対立——有権者登録の難航——

次に本節では、「イボワール人性」問題の清算のための具体的な作業であり、かつ紛争からの脱却にとっても不可欠となる有権者登録の具体的な進展状況を検討する。この遅々たるプロセスが、個別同定にかかわる深刻な技術的不備と、その解決策をめぐる繰り返し展開された政党間対立の産物であることを示すのが本節の目的である。

コートジボワールの有権者登録制度については第1節で紹介したが、平時ですらかなり大がかりなこの作業は、内戦期に付け加わった新しい要因によ

って、さらに困難なものとなっていた。まず、偽造国民証問題への対応策として実施中だった新国民証への切替え作業が中断され、300万人あまりが未交付者のままとなった⁶³。いくつかの地域では戦火によって有権者登録にかかわる各種申請の基礎となる民籍登記簿が毀損・消失した。また、反乱軍の支配下に入った中部・北部・西部地域（通称、CNO地域）では登録事務を担当する行政サービスが停止していた⁶⁴。

選挙を実施するうえではこれらの問題をどう処理するかが大きな焦点となった。野党と反乱軍は国民の個別同定作業と国民証の交付の問題を解決してから有権者登録を行うべきだとのスタンスをとった。他方、バボ大統領側は個別同定の問題は長期的取組みを要するため先送りにし、前回選挙での有権者名簿に新たに有権者年齢に達した者（すなわちすでに国民証を持っている者のみ）の追加だけを行い、速やかに選挙を実施するべきだというスタンスをとった⁶⁵。和平合意の精神に忠実なのは野党・反乱軍側の主張のほうであり、国連、アフリカ連合（AU）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）などの外部の仲介者も支持していた。ただ、挙国一致内閣の機能不全に加え、ワタラの立候補資格に関する政治的合意の成立（前記③の履行）までも時間を要したため、当初選挙が予定された2005年10月になっても有権者登録をめぐる具体的な取組みはなされないままだった⁶⁶。

有権者登録の問題は2005年12月に挙国一致内閣首相に就任したC・コナン・バニ（Charles Konan Banny。以下、バニ）のイニシアチブのもとで具体的に進展しはじめた。与野党の主導権争いで長らく機能を停止していた独立選挙管理委員会（Commission électorale indépendante: CEI）の再建（2006年2月）と出張法廷（audiences foraines）方式の採用がバニの成果である。出張法廷とは、判事を地方に派遣し、民籍登記簿が消失した者を対象に、村人からの聴聞によって該当者の出生の事実を認定し、出生証明書の代替文書——「出生証明充当判決書」（jugements supplétifs d'actes de naissance）——を交付するものである⁶⁷。2006年5月には反乱軍支配地、緩衝地帯、政府軍支配地でパイロット・フェーズが実施され、3907人が出生証明充当判決書の交付を受け、

判決書にもとづき3137人に国民証が交付された。

しかし、個別同定問題の先送りを支持していたバボ大統領側は、本来適格でない者が詐称によって出生証明書を「復元」し国民証を入手しかねないとして、出張法廷に強く反対していた。そして、2006年7月に始まった出張法廷の第1次キャンペーンではバボ大統領支持者による妨害行為が相次ぎ、野党支持者との衝突で死者も発生した。端的に言ってバボ大統領側は出張法廷を外国人が国民に「なりすます」ことが可能な制度だと見なし、それは彼らの論理ではワタラの支持者の「水増し」につながるものと考えられたのである。有権者の母数拡大を望まない点でバボ大統領側のスタンスは1995年の事件に見られた当時の与党の姿勢と共通しているが、反対する論理には「イボワール人性」の思想の強い影響が見られる。個別同定にかかわる利害に絡んで民族差別の主張がなされ、暴力も行使された点で、コートジボワールが直面する問題がここに集約されている。

妨害行為の頻発に鑑みて翌8月にバニは出張法廷で交付するのは出生証明充当判決書のみとし、国民証の交付は取りやめることを決定した。有権者登録に国民証が必要である以上、バニの譲歩は有権者登録作業のさらなる延期を意味した。手詰まりに陥ったバニは目標としていた2006年10月に選挙を実施できず求心力を喪失した⁸⁸。

転機となったのは、2007年3月に成立したワガドゥグ政治合意 (Accord politique de Ouagadougou, 以下ワガドゥグ合意) である。ワガドゥグ合意は、マルクーシ・プロセスの問題点を踏まえ、国土再統一、行政要員の再配置、武装解除・動員解除・再統合 (DDR)、選挙の実施を主要4課題として整理し、それぞれについて具体的な解決策とスケジュールを明記した。選挙の実施に関するもっとも重要な変更点は、国民証を有権者登録の必要書類とせず、出生証明書 (もしくは出生証明充当判決書) のみで有権者登録が可能になった点である。すなわち「出生証明書 (+ 国籍証明書) → 国民証 → 有権者登録 → 有権者証」という本来の手続きの代わりに「出生証明書 (もしくは出生証明充当判決書) → 有権者登録 → 国民証・有権者証」とする手順となった。出生

証明書充当判決書の信頼性に懐疑的だったバボ大統領側が大きく譲歩したかたちであるが、個別同定制度に関する態度の変更というよりは政治的主導権を回復したことによる姿勢の軟化の産物である³⁹。

これを受け、出張法廷は2007年9月から再開された。大統領側からの目立った妨害は受けず、2008年9月までの作業によって約75万件の出生証明書充当判決書が交付された。これを受けて2008年9月から有権者登録が始まり、何度かの中断（またその間の2008年11月の選挙の見送り）を経て、2009年6月末までに推計有権者数の72%に相当する約636万人の登録が完了した⁴⁰。有権者登録の終了以後は、①CEIによる登録データの検証と暫定有権者名簿の作成、②暫定有権者名簿の公開（確認と異議申立ての受付）、③確定有権者名簿の作成、④③の登録データにもとづく有権者証・国民証の作製、④有権者証・国民証の交付、⑤投票の実施という手順で作業が進められ、2009年11月に選挙を実施する計画が固まった。

しかし、①の段階において深刻な問題が発覚した。投票日を2カ月後に控えた2009年10月1日になって、CEIは、有権者登録された638万4816人のうち275万2181人については、政府が保有しているほかの公的なデータベースのなかに対応する登録記録が一切なかったと発表した。CEIは地方事務所での暫定有権者名簿の縦覧とウェブサイトでの照合サービスの提供によって、登録済み有権者に本人確認を呼びかける一方（②に該当）、照合項目を増やしてデータの再検証を行った（①のやり直し）。この作業により新たに170万人以上の身元確認ができたものの、103万3985人についてはやはり同様の結果が出た。登録有権者の16.2%、実に6人に1人の身元に疑義が残る状態で選挙を強行しても選挙結果の正当性が確保されないことは確実であった。

選挙延期後、2009年12月3日に開催されたワガドゥグ合意常設調整機構（Cadre permanent de concertation: CPC）の会合で、バボ大統領、ソロ首相、ベディエPDCI党首、ワタラRDR党首は一致して選挙の早期実施の意思を再確認し、①2009年12月中に有権者登録にかかわるすべての問題を解決、②2010年1月に確定有権者リストを公開し、有権者証と国民証を作製、③2010

年2月に有権者証・国民証を交付し、選挙戦を実施、④2010年2月末から2010年3月はじめに大統領選挙の第1回投票を実施、という日程を定めた。これに則り CEI は再度「記録なし」者の身元確認作業を実施した。

しかし、2010年1月に、「記録なし」者42万人分のデータが CEI の地方事務所にわたり確定リストに直接登録されていた（つまり二重登録されていた）ことが発覚し、問題はさらに紛糾した⁴¹⁾。大統領側は、有権者の「なりすまし」と「水増し」に対する従来からの疑念を再燃させ、CEI 幹部に対する捜査を検察庁に指示し、さらなる身元確認作業の徹底を CEI に求めた。圧力に屈した CEI が2010年2月はじめに10日間の身元確認作業を開始すると、大統領側はこの機に乗じ、「外国人とおぼしき者」(présumés étrangers) を有権者名簿から削除するよう、身元確認作業にあたる地方の裁判所に指示を出した。マルクーシ合意で問題視された「路上検問」とまったく同じこの行動に、今度は野党側が態度を硬化させ、いくつかの内陸の都市で身元確認作業に反対する抗議行動が起こった⁴²⁾。政治情勢の緊張を受け、政府は2月10日に身元確認作業の中断を宣言し、その2日後の2月12日には大統領が内閣総辞職と CEI の解散を宣言した。かくして、長らく待たれた選挙はまたしても延期されることとなったのである⁴³⁾。

第5節 人口の管理と国家、国民、民主主義

1990年代半ばに始まり、和平プロセスの目標ともなった「イボワール人性」をめぐる政党間対立が、コートジボワールにおける民族問題を背景とし、個別同定にかかわる諸制度を「活用」するかたちで展開されてきたことを、以上の記述では確認してきた。ならびに、この問題を解決するための具体的方策として和平プロセスで取り込まれた有権者登録の展開も確認した。本節では、ここまでの事例検討によって、人口の管理という本論の分析上の着眼点に照らして浮上した知見を整理することにした。

第1に、選挙の実施を支える人口の管理技術をめぐる問題である。一般的な観点から言えば、有権者登録、投票の実施、開票という一連のプロセスは、一人一票の原則に由来する有権者の個別同定性の確認（いわば *nominative* な作業）と、数百万件にのぼるデータ（有権者数と票数）を正確かつ迅速に集計する作業（いわば *enumerative* な作業）に支えられている。個別同定というミクロな作業と大量のデータ集計というマクロな作業の両輪がともに信頼の置けるものであってはじめて選挙は選挙としての正当性を獲得できる。

加えて、選挙を支える両輪のひとつである個別同定は単独で成り立つものではなく、必ずしも選挙を直接の目的としない、その他の個別同定の制度に大きく依存している。先行研究に言う「行政上の国民」の成立が不可欠なのである。このことは、コートジボワールの選挙プロセスを頓挫させた「記録なし」者の問題が、有権者登録そのものではなく登録された者について有権者登録以外の記録を確認できないことにあったことに明確に示されている。コートジボワールにおける有権者登録の難航は、その核心において近代国家を支える人口の管理政策をめぐる問題の帰結なのである。

第2に、人口の管理政策と政治的対立の相互的な関係である。コートジボワールの事例から浮かび上がる関係性は2つある。まず、有権者の動員（*enrolment*）をめぐって浮上する与野党の利害の非対称性の問題があった。政府を支配する現職——具体的には、1995年選挙でのベディエ政権と和平プロセス期のバボ大統領——は、いずれも有権者の幅広い動員に対して消極的な姿勢を示し、野党側は幅広い動員を志向した。このような姿勢の分岐は動員にかかわる制度設計をめぐる政治的な争点を構成するだけでなく、動員状況に民族・地域・階級といった亀裂と関連した偏りがある場合には、政治対立はより深刻なものとなる。

関係性のもうひとつは人口の管理政策と排除の問題である。近代国家としてのより効率的な運営が追求される場合、一般論としては政府はできるだけ多くの国民（さらには住民）をもれなく把握・管理する志向性を持つと考えられる。たとえば、内戦勃発にともなって中断されたバボ政権による国民証

の切替え作業については、「ウェーバー的な合法・官僚規範をモデルとした行政の確立による、新国家、新ネーションの建設」という志向性に則った「注意深い計数」(careful enumeration)の試みであったとの指摘がある(Banégas [2006: 543])。しかしその一方で、バボ大統領が国民を広く包含するような計数をはたして意図していたかどうかは和平プロセス期の行動を見る限り疑問である。個別同定の対象者を増やし、より多くの情報を集めることは排除のための基準を政権がより多く獲得するという側面もあるからである⁽⁴⁴⁾。この点を考慮すると、国家との関係においては把握・管理されないほうが市民的自由に照らして好ましいという側面がある。

したがって、放漫な管理政策は政治的権利を蝕むが、厳格な管理政策は市民的自由を蝕みかねない。この両面の問題性をめぐって人口の管理政策は政治的対立と結びつくことになると言えるだろう。

以上の2点の検討を総合して、先行研究に対して知見を付け加えるならば、まずひとつには、人口の管理技術が近代国家としての主に行政面にかかわるインフラであるだけでなく、同時に民主主義の機能を支える条件でもあることが重要だろう。「関連書類一式」は、行政活動の対象として個別同定された「行政上の国民」にのみかかわるのではなく、民主主義国家における「主権者としての国民」の存立にもかかわっているという点である。すなわち、国民の数を数えられない国家は、ないしは、国民の計数が政治問題化されるような国家は、民主主義の運営において多大な試練に直面し、民主主義の制度に対する信頼性も空洞化しかねないと言える。

もうひとつの知見は、人口の管理政策の具体的な運営にあたっては政治的な合意にもとづく信頼性の確立が不可欠だということである。出張法廷に対して当初激しく反対していたバボ大統領が、ワガドゥグ合意の成立以降は強く問題視する姿勢を取らなかったことが、この指摘との兼合いで重要である。技術的な問題性が内在しているからといって、人口の管理政策が常に政治問題化するわけではない。政策の問題性を認識している政治主体が、当の政策に対して場合によっては寛容ないし放任の姿勢を示すことは、個々の政治家

や政治勢力が置かれた状況と戦略のセットのあり方こそが問題が政治的課題として浮上するか否かの鍵を握っていることを示している。

結論

以上、本章では、紛争を固有の歴史的局面としてとらえる中長期的な視軸に立ち、コートジボワールの和平プロセスが国家形成上の重要課題である人口の管理をめぐる問題状況として現れていることを解明してきた。またこの作業を通して、人口の管理という着眼点に関しては、先行研究で強調されてきた近代国家の統治技術の歴史的形成過程という研究課題だけでなく、政治制度（とりわけ民主主義）との関係性、ならびに、さまざまな選好を持って相互作用を行う政治主体の賦存状況との関係性が、人口の管理の問題が政治的課題として浮上する際に重要な要因であることが明らかになった。

本章での考察を踏まえ、紛争と国家形成の関係を整理しておきたい。紛争と国家形成は、民主主義をうまく機能させるという実践的な要請を背景としてより深く結びつかざるをえなくなっている。近年の紛争解決に向けた取組みにおいてリベラル民主主義の実現は所与の出口戦略として設定されている(Paris [2004])。本章では、先行研究で明示されていなかった人口の管理に作用する要素として政治制度上の要請があることを指摘した。これは、民主主義という制度を選択する場合には「一人一票」の原則の保障が不可欠であり、人口の管理はそれを実現できるものにならねばならないことを意味する。これは平時における継続的な個別確認と集計把握を要請するが、そもそも政治制度に対する信頼性が著しく損なわれた紛争期には、これらの作業はより厳密かつ正確なものであることが要請されるのである。これは紛争がより高水準の国家形成を要請することを示している。言い換えれば、紛争と並行して進む和平プロセスのダイナミズムは、国家形成の所与条件と、設定された「出口」が要請する実現されるべき条件との懸隔の程度と質によって大きく

規定されるのである。

この認識を踏まえれば、紛争解決という実践的な課題に対する本章の含意は次のようなものとなろう。和平プロセスで必要とされる諸改革が容易なものであることはまれである。また、いったん和平合意に則って着手された以上、資金提供者である国際的仲介者による継続的な監視があるため放棄することは基本的に許されない。かくして紛争国は改革が実現されるまで終わらない「国家形成の時代」を生きることを要請される。今日の紛争は、紛争状態の勃発と同時に国家の改革に向けた不可逆的な道りを歩むしかない状況であると言えるかもしれない。仮にこの過程で、紛争以前に存在した諸問題の解決が図られていくのであれば、皮肉にも紛争には一定の正機能があるという表現は可能かもしれない。

しかし、そこで上程された改革の課題は多岐にわたる全面的なものであり、はたして紛争からの脱却という困難な時代に行うべきものなのかという疑問は残る。コートジボワールの事例で言えば、有権者登録のあり方をめぐる大統領側と野党・反乱軍側の論争について提起される疑問である。紛争の早期解決を優先するならば、大統領側が主張したような「イボワール人性」問題の清算という課題を棚上げにして、かなり妥協的な意味での「紛争解決」を目指す選択肢はありえた。現実にはそうしなかったからこそ、長く引き延ばされた和平プロセスをコートジボワールは生きることを余儀なくされた。そのこと自体は必ずしもプラスとは言えないことであり、必ずしも適切でないタイミングで国家形成の課題を追究することには負の効果があることは間違いない。紛争解決に必要な課題が国家形成に根ざしたものである場合、望ましい和平プランであっても、それが多大な試練をもたらしかねないことについては十分な認識が必要だろう。

[注] _____

- (1) 2010年10月の大統領選挙第1回投票ののち、2010年11月に実施された決選投票の結果受入れをめぐる対立とその後の展開は、2002年以降の紛争の和平

プロセスの延長線上にあるものの、やや異なる性格を持つものでもあり、本章では考察の対象としない。なお、本章での考察は、2010年11月以降の対立がたどった経緯の如何を問わず有効なものと筆者は考えている。

- (2) 途上国研究の分野における数少ない適用例として、人口調査（センサス）における分類カテゴリーと「想像の共同体」の関係に関するアンダーソンの研究が挙げられる（Anderson [2006]）。アンダーソンは1991年刊行の第2版以降でこの問題を取り上げている。近代国民国家において国民や民族といったカテゴリーが形成される際に「想像」という契機が介在することを強調したアンダーソンの研究は、折しも1980年代頃から広く共有されるようになった社会的構築物としての民族性という認識（構築論）とも調和し、近代以降の社会における国民と民族を見る際の基本的視点のひとつとなっている。ただ、「想像」や「構築」が現実を起こる際に決定的な媒体としての役割を果たす行政文書そのものに関する実証的な研究は今後の進展が大いに待たれる状況である。
- (3) 引用文中にある引用はフォーコーの『監獄の誕生』からのものである。
- (4) 「関連書類一式」は耳慣れない表現であるが、ここではファイリングされたひとまとまりの書類を指すフランス語の dossier の訳語として用いている。
- (5) 国民証は1962年制定の根拠法によって「本証の提示によってのみ（…）行政当局と警察に対して本人であること（identité）を正当化できる」と規定されており、国民が国家との関係において自らを個別同定する（される）際にもっとも基本となる文書である。国籍取得に関する法律上の規定については注19を参照。
- (6) これ以前の選挙で、どのような有権者登録制度が実施されていたのかは、先行研究でも記述がなく、実態は不明である。ただ、外国人参政権が認められていた（注18参照）ことから登録に必要な書類は現行より少なかったと考えられる。
- (7) ウフエの死後、憲法規定に則り国民議会議長から大統領に昇格（任期はウフエがやり残した1995年10月まで）したベディエは、はじめて臨むこととなる選挙での勝利を確実にすべく野党の反対を押し切って新選挙法を改正した。野党側が問題にした内容については第3節で改めて述べる。
- (8) *Marchés tropicaux et méditerranéens*, 22 septembre 1995, p. 1996.
- (9) Décret n° 95-720 du 20 septembre 1995 déterminant les conditions d'inscription sur la liste électorale par voie d'ordonnance.
- (10) 原口の整理によれば、植民地期の調査では60、独立後の調査で63の民族名が数え上げられている（原口 [1996: 19-27]）。
- (11) この年に実施された植民地議会選挙で PDCI は全議席を獲得した。
- (12) Les Nouvelles Editions Africaines [1975: 129] より筆者訳出。

- (13) この代表的な例が北部での大規模砂糖プランテーション事業である。
- (14) 原口 [1996: 122] より引用。一部表現を改変。
- (15) 1960年に独立したオートヴォルタは1984年に国名をブルキナファソに変更した。本章では煩雑さを避けるためブルキナファソに記述を統一する。
- (16) コートジボワールは1970年代半ばに隣国のガーナを抜いて世界最大のココア生産国となり、現在までその座を他国に譲っていない。2000年代に入っても世界生産量の4割がコートジボワールで生産されている。
- (17) たとえば、アカン語で来訪者に対する歓迎の挨拶である「アクワバ」(*Akwaba*) は、外来者に対する「歓待」と「ホスピタリティ」の精神を表すものとして、「アクワバの国」(*le pays d'Akwaba*) といった表現で公式の自己イメージで盛んに用いられている。
- (18) 1960年の最初の選挙以来、在住外国人に国政選挙での投票権が認められてきた。これは、国籍法が整備されないまま独立を迎えたという事情を背景に、独立後最初の選挙で認められた外国人投票権がその後も慣例的に継続されたものである。この慣行は1990年の民主化後最初の選挙まで続けられた。
- (19) 現行のコートジボワールの国籍法は1961年12月14日制定の第61-415法(1972年12月21日制定の第72-852法にて一部修正)である。両親の一方がコートジボワール国籍保有者であれば、出生地を問わず、婚外子でも出生時に国籍が付与される。コートジボワール国籍保有者と結婚した外国人女性は結婚と同時に国籍を付与される。コートジボワールに恒常的な住所を有する者は在住5年以上で帰化申請が認められる。帰化申請に際しての在住期間の条件は、コートジボワール国籍を持つ女性と結婚した外国人男性については2年に短縮され、また、親が新たにコートジボワール国籍を取得した場合、その未成年の子どもは在住期間に関係なく帰化申請が認められる。
- (20) この法案は、とくに公務員や党ポストなどをめぐって外国人と競合することを恐れたコートジボワールのエリート層の強い反対を受け、結局取り下げられた(原口 [1992: 135-136])。
- (21) 注7でも言及したが、ウフエは1993年12月に現職のまま死亡し、憲法規定に従って、当時国民議会議長であったベディエが、ウフエの残り任期(1995年10月まで)を務める正大統領として就任した。すでにコートジボワールは複数政党制に移行していたので、ベディエは就任の1年10カ月後には野党候補と選挙で争わねばならなかった。
- (22) ワタラは西アフリカ諸国中央銀行総裁を務めていた1990年に、ウフエによって構造調整プログラムの推進役として抜擢され、間もなく首相に就任して晩年のウフエに代わって国家運営を取り仕切った(ベディエ政権成立にあわせて退任した)。
- (23) ワタラの当時の国籍上のステータスがどうなっていたのかは不明である。

- (24) まずベディエ政権期には、立候補に必要な国民証の申請書類に含まれた出生証明書抄本に偽造の嫌疑がかけられ、ワタラは亡命を余儀なくされた(1999年7月)。軍事政権が実施した民政移管選挙のためにワタラが提出した立候補届は「提出書類に疑わしきところあり」との憲法裁判断により受理されなかった(2000年9月)。さらに、民政移管選挙で成立したバボ政権のもとで実施された国民議会選挙でもワタラは再度立候補届を受理されなかった(2000年12月)。
- (25) この点において、この問題はワタラの立候補申請がことごとく却下された問題と同じ性質を有する。
- (26) この点は、コートジボワール「内戦」(civil war)ではなくコートジボワール「紛争」(conflict)という記述概念を用いる本章の見地ともかかわる重要な点である。反乱軍の蜂起後にコートジボワールが陥っている困難な状況は、武力対立の当事者である政府と反乱軍の関係からだけでは理解できないとの考えに立ち、ここではより幅広い側面を含めて「紛争」という用語を選択している。
- (27) 軍事政権期に正規の手続きを経ずにリクルートされた軍人と、軍事政権期に除隊を拒んで軍にとどまった志願兵役軍人が反乱軍に参加した。
- (28) 狩猟を生業とする北部地域の職能民「ドゾ」(dozo)と反乱軍支配地でリクルートされた民間人が参加したことが知られている。
- (29) コートジボワールでは1990年以降、待遇改善を求める兵士反乱が間欠的に発生してきたが、武力行使は威嚇射撃程度にとどまり、いずれも数日で終息している。
- (30) FNと野党の共闘は、野党側の計画による蜂起という疑惑を提起するものだが、詳細を検証する十分な材料はいまのところない。ただ、和平プロセスの間、FNが野党を支援する直接の軍事行動を一切取らなかったことは、バイプレイヤーというここでの評価に照らして注目されてよい。
- (31) 挙国一致内閣はマルクーシ合意の署名全勢力が閣僚を出し、首相(正式名称は「挙国一致首相」)には全勢力の合意のもとに中立の人物が就任する。挙国一致首相は大統領から権限の委任を受け、和平プロセス期間中の執政権を取り仕切ることが和平合意のデザインだったが、バボ大統領が権限委任を拒んだことで、大統領と挙国一致首相の間に二重権力状態が生まれ、政府としての意思決定は大きく阻害される結果となった。マルクーシ合意にはバボが率いるFPIの代表者が署名しているが、バボ大統領自らは署名当事者ではないことが権限委任を拒んだ背景のひとつとしてある。
- (32) その他に明記された課題は、④土地制度、⑤メディア、⑥人間の権利と自由、⑦再統合、武装解除、動員解除、⑧経済再建と社会の結合、の合計8項目である。合意の全訳と解説は佐藤[2007a]に掲載した。

- (33) Economist Intelligence Unit, *Country Report: Côte d'Ivoire*, June 2006, p. 17.
- (34) このため CNO 地域では、有権者登録に先立って治安回復と行政要員の再配置が大きな課題として付け加わった。
- (35) 政権と野党・反乱軍のこの対立は、もうひとつの重要課題である武装解除とのスケジュール上の兼合い（政権はまず武装解除ありき、野党・反乱軍は武装解除と個別同定の同時並行をそれぞれ希望）や、個別同定作業にあたる担当部局をめぐる折衝（大統領側は自派が影響下にある国立統計研究所、野党・反乱軍は野党の影響力が強い独立選挙管理委員会〔後述〕をそれぞれ推した）とも絡んで、その後しばらくかけひきが展開された。
- (36) ワタラの被選挙資格の問題が政治的に決着したのは、予定された選挙までわずか半年前の2005年4月末のことであった。
- (37) 出生証明充当判決は、民籍登記簿の復元・後日申請策としてコートジボワール民法において定められた方式である。出張法廷という措置の特例性は裁判所の代わりに判事の出張で行う点にある。
- (38) 2006年9月に発生した廃液投棄事件（佐藤 [2007b] 参照）の行政責任をめぐってパニ首相とバボ大統領が対立関係に陥ったことも背景にある。
- (39) 政治的主導権が挙国一致首相にあるマルクーシ合意の枠組みへの反発が、バボ大統領側の非妥協的姿勢の背景にあった（注31参照）。ワガドゥグ合意は、バボ大統領、FNのソロ幹事長（本合意にもとづき首相に就任）、仲介者であるコンパオレ・プルキナファソ大統領の3者合意であり、バボの政治的主導権を再確認する性格を有する（佐藤 [2010]）。
- (40) この有権者登録に関してはさまざまな不正事例が報告されたほか、地方によって登録率に大きな格差があることも問題として指摘されたが、政治的争点とはならなかった。
- (41) CEI 委員長は野党側の人物が務める。委員長は組織的不正を否定したものの、データ流出は事実であったことを認めている。
- (42) 2010年2月4日付けのAFP, “Côte d'Ivoire: échauffourées autour de la liste électorale à Divo (centre)” (<http://news.abidjan.net/article/?n=355754>), *Nord Sud*, “Contentieux électoral : La Cei et le tribunal de Man à couteaux tirés” (<http://news.abidjan.net/article/?n=355737>) で、デイヴォ (Divo) とマン (Man) での事例が紹介されている（いずれも2009年2月15日アクセス）。
- (43) 状況の打開にはその後半年を要した。出生証明書以外の登録情報がない103万人については、本人確認を実施し、確認が取れなかったほぼ半数の者を名簿から削除することで与野党が合意に達し、2010年9月に572万人からなる有権者名簿が確定された。和平合意から8年近くをかけ、実に4億ドル以上の費用を費やした「アフリカでもっともお金がかかった選挙」は、こうして2010年10月に大統領選挙の第1ラウンド、11月に決選投票が実施された。そ

の後、決選投票に臨んだバボとワタラの両者がともに勝利宣言をする事態に陥り、2011年4月のバボの拘束で対立はさしあたり終息したものの、ワタラ政権は安定化と和解に向けて引き続き大きな困難に直面している。選挙からバボ拘束に至る経緯と分析は佐藤〔2011〕で行った。

- (44) この点は、いわゆる監視社会に関する議論でよく指摘される論点である。国民総背番号制に対する日本での世論の否定的な姿勢は、この点を懸念する好例であろう。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 佐藤章〔1995〕『『基層イヴォワリアン』をめぐって——コートディヴォワール新選挙法の提起するもの——』（『アフリカレポート』No. 21 14-17ページ）。
- 〔2001〕「コートディヴォワールにおける換金作物生産と一党制成立過程——PDCIの組織化戦略と『脱プランター化』——」（高根務編『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所 139-183ページ）。
- 〔2006a〕「コートディヴォワール内戦という複合体」（『海外事情』第54巻第5号 73-87ページ）。
- 〔2006b〕「統治的結社とイデオロギー——コートディヴォワールにおける差別的排他的実践に関する考察——」（『文化人類学』第71巻第1号 50-71ページ）。
- 〔2007a〕「コートディヴォワール内戦における和平合意（資料）」（武内進一編「アフリカにおける紛争後の課題——共同研究会中間成果報告——」アジア経済研究所 123-179ページ）。
- 〔2007b〕「移行コートディヴォワールにおける政権運営の硬直化——産廃放棄事件へのバボ政権の対応から——」（『アフリカレポート』No. 45 38-43ページ）。
- 〔2008〕「歴史の写し画としての和平プロセス——内戦期コートディヴォワール政治における連続性——」（武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会——』アジア経済研究所 91-123ページ）。
- 〔2010〕「コートディヴォワール和平の最終局面——ワガドゥグ・プロセスの課題と試練——」（『アフリカレポート』No. 50 22-27ページ）。
- 〔2011〕「コートジボワールの選挙後紛争とワタラ新政権の課題」（『アジア研ワールド・トレンド』No. 193 40-47ページ）。
- トーパー、ジョン〔2008〕藤川隆男監訳『パスポートの発明——監視・シティズ

ンシップ・国家——』法政大学出版局。

原口武彦 [1992] 「コートジボワールの国民意識形成と移民労働者」(百瀬宏・小倉充夫編『現代国家と移民労働者』有信堂 119-142ページ)。

—— [1996] 『部族と国家——その意味とコートジボワールの現実——』アジア経済研究所。

フーコー, ミシェル [2000] 『『統治性』』(『ミシェル・フーコー思考集成Ⅶ 1978知身体』筑摩書房 246-272ページ)。

〈外国語文献〉

Anderson, Benedict [2006] *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, revised edition, London and New York: Verso.

Andersen, Louise, Bjørn Møller, and Finn Stepputat eds. [2007] *Fragile States and Insecure People?: Violence, Security, and Statehood in the Twenty-First Century*, New York and Houndmills: Palgrave Macmillan.

Banégas, Richard [2006] “Côte d’Ivoire: Patriotism, Ethnonationalism and Other African Modes of Self-writing,” *African Affairs*, Vol. 105, No. 421, pp. 535-552.

Banégas, Richard, and Ruth Marshall-Fratani [2007] “Côte d’Ivoire: Negotiating Identity and Citizenship,” in Morten Bøås and Kevin C. Dunn eds., *African Guerrillas: Raging against the Machine*, Boulder and London: Lynne Rienner Publishers, pp. 81-111.

Caplan, Jane, and John Torpey eds. [2001] *Documenting Individual Identity: The Development of State Practices in the Modern World*, Princeton and Oxford: Oxford University Press.

Curtis, Bruce [2006] “The Politics of Demography,” in Robert E. Goodin and Charles Tilly eds., *The Oxford Handbook of Contextual Political Analysis*, New York: Oxford University Press, pp. 619-635.

Dozon, Jean-Pierre [1985] *La société bête: Côte-d’Ivoire*, Paris: ORSTOM-Karthala.

Jarstad, Anna K., and Timothy D. Sisk eds. [2008] *From War to Democracy: Dilemmas of Peacebuilding*, Cambridge: Cambridge University Press.

Kipré, Pierre [2005] *Côte d’Ivoire: Formation d’un peuple*, Fontenay-sous-Bois : SIDES-IMA.

Marshall-Fratani, Ruth [2006] “The War of ‘Who Is Who’: Autochthony, Nationalism, and Citizenship in the Ivoirian Crisis (Autochthony and the Crisis of Citizenship),” *African Studies Review*, Vol. 49, No. 2, pp. 9-43.

Médard, Jean-François [1982] “La régulation socio-politique,” in Yves-André Fauré et Jean-François Médard dir., *Etat et bourgeoisie en Côte d’Ivoire*, Paris: Karthala, pp. 61-88.

- Noiriel, Gérard [1988] *Le creuset français: Histoire de l'immigration XIX^e - XX^e siècle*, Paris: Seuil.
- Les Nouvelles Editions Africaines [1975] *Le Président Houphouët-Boigny et la Nation ivoirienne*, Abidjan-Dakar: Les Nouvelles Editions Africaines.
- Paris, Roland [2004] *At War's End: Building Peace after Civil Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press.
- RCI MEF (République de Côte-d'Ivoire, Ministère de l'économie et des finances) [2007] *La Côte d'Ivoire en chiffre: édition 2007*, Abidjan: Dialogue Production.
- Torpey, John [2000] *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge, New York, Melbourne and Madrid: Cambridge University Press.

